

# 費用について(訪問看護)

## 【健康保険法等に基づく訪問看護利用料金表】

項目	内容	金額
・ 75歳以上の方 ・ 65～74歳で一定の障害の 状態で認定を受けた方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
・ 70～74歳の方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1～2割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
・ ～69歳の方	健康保険法等による 自己負担金	指定訪問看護に要する費用の2～3割 (各保険により異なる)

### 指定訪問看護に要する費用の種類と金額（基本的には週3日限度）

	週3回目までの訪問	週4日目以降
訪問看護療養費（Ⅰ）	5,550円	6,550円
訪問看護療養費（Ⅱ）	5,500円	6,550円
訪問看護療養費（Ⅲ）	8,500円（外泊時に月1回又は2回）	
難病等複数回訪問加算	1日2回：4,500円／ 1日3回以上：8,000円	
緊急訪問看護加算	2,650円（緊急訪問1日につき）	
長時間訪問看護加算	5,200円（週1日を限度）	
複数名訪問看護加算	4,500円（週1回）	
早朝（午前6時～午前8時）加算	2,100円	利用者の求めに応じて 訪問看護を行った場合
夜間（午後6時～午後10時）加算	2,100円	
深夜（午後10時～翌6時）加算	4,200円	
管理療養費	月1日目：12,400円／ 2日目～：2,980円	
退院時共同指導加算	8,000円（月2回）	
退院支援指導加算	6,000円	
24時間対応体制加算	6,400円／月	

特別管理加算	2,500円または5,000円（月1回）	
在宅患者連携指導加算	3,000円（月1回）	
在宅患者緊急時等ケアファレンス加算	2,000円（月2回まで）	
訪問看護ターミナル療養費	25,000円	
訪問看護情報提供療養費	1,500円（月1回）	
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	

※合計金額に10円未満の端数が生じた場合は四捨五入する。

※週4日目以降の訪問看護を利用できる方＝厚生労働大臣が定める疾患等

末期の悪性腫瘍／多発性硬化症／重症筋無力症／スモン／筋萎縮性側索硬化症／脊髄小脳変性症／ハンチントン病／進行性筋ジストロフィー症／パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））／多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）／プリオン病／亜急性硬化性全脳炎／ライソゾーム病／副腎白質ジストロフィー／脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発神経炎／後天性免疫不全症候群／頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態

上記以外でも、主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付があった場合、交付日から14日以内は毎日利用可能

## 2. その他の利用料（指定訪問看護にかかる費用に含まれない額）

種類	内容		金額	
超過料金	90分を超えて訪問看護を提供する場合	日中	午前8時～午後6時	30分毎に1,300円
		早朝 夜間	午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	30分毎に1,630円
		深夜	午後10時～午前6時	30分毎に2,000円
休日料金	一日につき 1回		3,200円	
死後の処置料	希望時にエンゼルケアを行います。		10,000円（税込）	

## 【介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表】

### 1. 利用者負担額

法定代理受領サービス分（通常の場合）	厚生労働大臣が定める基準による額の1割～3割
法定代理受領サービス分以外（居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分、保険料滞納の場合等）	厚生労働大臣が定める基準による額（全額）

### 《1割負担の例》

訪問一回につき算定		
所要時間	介護予防訪問看護	訪問看護
20分未満	307円	318円
30分未満	458円	477円
30分以上60分未満	804円	834円
60分以上90分未満	1,103円	1,142円

【注】	・ 早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）の場合25%加算 ・ 深夜（午後10時～翌午前6時まで）の場合50%加算
-----	---

※なお、緊急時訪問看護加算の同意を得た利用者への計画外緊急時訪問の場合、特別管理加算を算定した利用者に関し、月に2回目以降の計画外訪問時に加算

加算項目	内容	金額
複数名訪問加算 （30分未満）	同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合に算定	260円
複数名訪問加算 （30分以上）		411円
長時間訪問看護加算	特別な管理を要する利用者に90分を超える訪問を行った場合に算定	307円
サービス提供体制強化加算	人員体制などの一定条件を満たしたステーションで算定	7円

## 月一回算定

加算項目	内容	金額
緊急時訪問看護加算 (月の初回訪問時)	24時間対応体制実施ステーションで利用者等から同意を得た場合に算定	586円
特別管理加算 (月の初回訪問時)	特別な管理を必要とする場合に算定	(Ⅰ) 511円 (Ⅱ) 256円
ターミナルケア加算	ターミナルケア実施時に算定 (介護予防訪問看護の場合を除く)	2,042円
看護体制強化加算 (月の初回訪問時)	一定条件を満たし充実したサービス提供体制のステーションで算定	(Ⅰ) 613円 (Ⅱ) 307円

## 初回

加算項目	内容	金額
初回加算	新規の計画書を作成時に算定	307円

## 退院・退所時

加算項目	内容	金額
退院時共同指導加算	入院/入所中の方が退院/退所時に主治医等と必要な指導を行い内容を文書により提供した場合に算定	613円

## 2. その他の利用料

種類	内容		金額	
超過料金	1時間30分を超えて訪問看護を提供する場合	日中	午前8時～午後6時	30分毎に1,300円
		早朝 夜間	午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	30分毎に1,630円
		深夜	午後10時～午前6時	30分毎に2,000円
死後の処置料			10,000円 (税込)	